第7章 歴史的風致形成建造物の指定方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定し、その保全を図る。

史跡小峰城跡には、文化5年(1808)の「白河城御櫓絵図」(県指定重要文化財)に基づき木造で復元された三重櫓(平成3年(1991))と前御門(平成6年(1994))があり、城下町とその周辺から眺める小峰城跡は、本丸・二之丸に残されている石垣や水掘等と共に江戸時代当時の景観を今に伝えている。

さらに、小峰城跡を取り囲むように、旧奥州街道に配置された城下町の歴史的街路は、 約400年前の慶長年間(1596~1615)から寛永年間(1624~43)にかけて形成された江 戸時代の都市形態を伝えている。

約200年前に築造された史跡及び名勝南湖公園には、茶室である共楽亭(市指定重要文化財)が残存し、南湖を築造した当時の様子を今に伝えている。

当該重点区域に所在する歴史的建造物は、小峰城跡、旧城下町、南湖公園周辺において 史跡や名勝と一体となって歴史的風致を形成する重要な要素となるため、次のとおり歴史 的風致形成建造物の指定方針を定める。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると 認められた建造物で、下記に掲げる指定対象のいずれかに該当し、且つ指定要件を満たす ものについては、所有者の同意を得た上で随時指定を行っていく。また、第1期計画で指 定した建造物については、第2期計画においても引き続き所有者の同意を得て指定する。

【歴史的風致形成建造物の指定対象】

- ①文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ②福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第4条第1項に基づく県指定有形 文化財
- ③白河市文化財保護条例(平成17年白河市条例第176号)第4条第1項に基づく市指定有 形文化財
- ④景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条 第2項第5号ロの景観重要公共施設
- ⑤その他、特に市長が必要と認める建造物

【歴史的風致形成建造物の指定要件】

- (1) 重点区域内において、以下の歴史的風致を形成する上で重要な構成要素となる歴史的建造物であること。
 - I 白河提灯まつりにみる歴史的風致
 - Ⅱ 白河だるまと白河だるま市(市神祭)にみる歴史的風致
 - Ⅲ 酒造業にみる醸造業の歴史的風致
 - IV 南湖公園の行楽にみる歴史的風致
- (2) 位置、意匠、形態、材質、技術等において高い価値があり、その根拠が明確であり、概ね50年以上前に建築されたものであること。
- (3) 外観が景観上の特徴を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持・向上のために必要なものであること。
- (4) 所有者又は管理者により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、且つ歴 史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込 みがあること。

3. 歴史的風致形成建造物一覧(候補)

歴史的風致形成建造物として指定された建造物及び指定が想定される具体的な建造物は 以下のとおりであり、所有者の同意を得て順次指定する。

番号	名 称 (建築年)	外観写真	所在地 所有者	関連する歴史的風致	備考
1	が、かたのや 上の片野屋建造物群		桜町	提灯まつりにみる	令和3年 4月1日指定
1	(昭和30年(1955))		個人	歴史的風致	(第1期計画 から指定)
2	藤屋建造物群		二番町	酒造業にみる醸造	令和3年 4月1日指定
2	(明治41年(1908))		個人	業の歴史的風致	(第1期計画 から指定)
0	いまい はきゅび 今井醤油店建造物群		天神町	酒造業にみる醸造	令和3年 4月1日指定
3	(明治23年(1890))		個人	業の歴史的風致	(第1期計画 から指定)
	にへいこうじてん 仁平麹店建造物群		天神町	酒造業にみる醸造	令和3年 4月1日指定
4	(安政5年(1858))		個人	業の歴史的風致	(第1期計画 から指定)
	きゅうわきほんじんぐなぎ やりょかん 旧脇本陣柳屋旅館 くらぎしき 蔵座敷	du	本町	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
5	(江戸時代)		白河市	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)
6	まま や 50/35 5ほんてん 大谷忠吉本店 はくようしゅぞう (白陽酒造) 建造物群		本町	酒造業にみる醸造	令和3年 4月1日指定
	(明治18年(1885))		合名 会社	業の歴史的風致	(第1期計画 から指定)
7	ならやこがなか 奈良屋呉服店建造物群		一番町	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
	(明治26年(1893))		個人	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)

番号	名 称 (建築年)	外観写真	所在地 所有者	関連する歴史的風致	備考
8	大谷家 住 宅建造物群 (明治後期)		中町個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
9	せんこましゅぞう 千駒酒造建造物群 (昭和10年(1935))		年貢町 株式 会社	酒造業にみる醸造 業の歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
10	*************************************		天神町 個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
11	かめへいしょうてん 亀平 商 店建造物群 (明治30年(1897))		本町個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
12	*************************************		天神町 個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
13	*************************************		旭町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
14	会津屋建造物群 (大正4年(1915))		旭町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
15	「みねじょうそとぼり どるいあとおよ 小峰 城 外堀土塁跡及 はやし け じゅうたく び林家 住 宅建造物群 (明治29年(1896))		郭内個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)

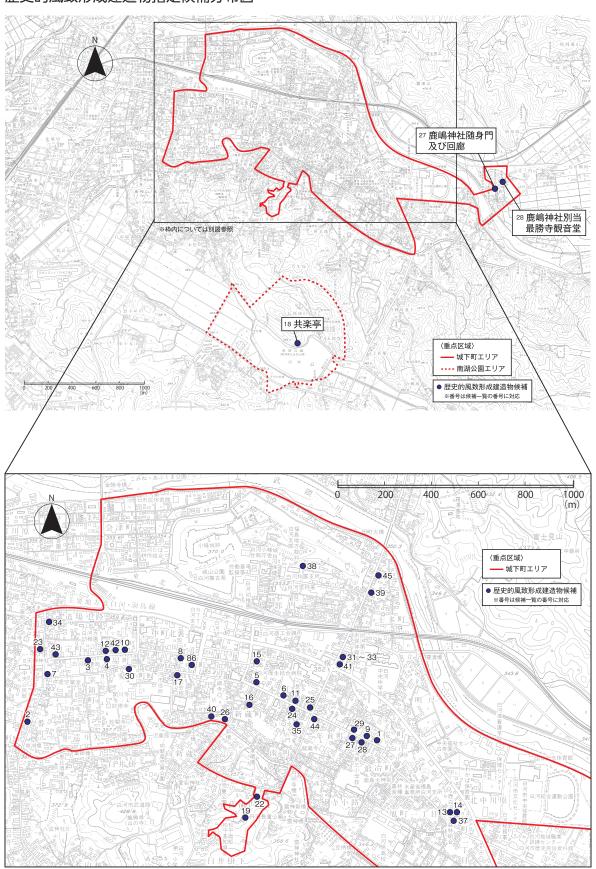
番号	名	外観写真	所在地 所有者	関連する歴史的風致	備考
16	遠藤家 住 宅建造物群 (明治10年(1877)頃)		本町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
17	らかわ 白河ハリストス 世いきょうかい 正 教 会 (明治15年(1882))		愛宕町 宗教 法人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定) 県指定文化財
18	共 楽亭 (享和元年(1801)頃)		南湖白河市	南湖公園の行楽にみる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定) 市指定文化財
19	た わながしげびょう 丹羽長重 廟 (天保7年(1836))		円明寺白河市	南湖公園の行楽にみる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定) 市 指定文化財
20	かしまじんじゃずいじんもん 鹿嶋神社随身門及び かいろう 回廊 (江戸時代)		大鹿島 鹿嶋 神社	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
21	東嶋神社別当最勝寺 たいしょう 世 鹿嶋神社別当最勝寺 かんのんどう 観音堂 (正徳元年(1711))		大鹿島 宗教 法人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定) 市 指定文化財
22	い。 南湖 小 南湖 いらかわはんだいみょう け ほしょ (白河藩大名 家墓所) (江戸時代)		円明寺白河市	南湖公園の行楽にみる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定) 市 指定文化財
23	機 井呉服店建造物群 (大正期)		道場町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)

番号	名 称 (建築年)	外観写真	所在地 所有者	関連する歴史的風致	備考
24	根本家住宅建造物群 (明治中期)		本町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
25	業子舗玉家建造物 (明治末期)		本町 個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
26	大野屋染物店建造物 (明治中期)		新蔵町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
27	飯村家 住 宅建造物群 (明治15年(1882))		年貢町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
28	まおざき け じゅうたく 大崎家 住 宅建造物群 (昭和初期)		年貢町 合資 会社	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
29	表記 だ ヴょういん 長田美容院建造物群 (大正初期)		年貢町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
30	しょうぐん じ ぞうどう 勝 軍地蔵堂 (天明5年(1785))		愛宕町 個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
31	かたなべ 渡邊だるま店建造物群 (江戸時代末期)		横町個人	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)

番号	名	外観写真	所在地 所有者	関連する歴史的風致	備考
32	*たなべ 渡邊だるま店だるま作 *業*,所		横町	白河だるまと白河だるま市(市神	令和3年 4月1日指定 (第1期計画
	(年代不詳)		個人	祭)にみる歴史的 風致	から指定)
33	かたなべ け どぞう 渡邊家土蔵		横町	白河だるまと白河だるま市(市神	令和3年 4月1日指定
	(明治12年(1879))		個人	祭)にみる歴史的 風致	(第1期計画 から指定)
34	まれの けじゅうたく 澤野家 住 宅建造物群		道場小路	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
34	(明治21年(1888))		個人	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)
	きゅうじん しかいいん 旧神歯科医院		馬町裏	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
35	(昭和5年(1930))		個人	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)
0.0	まのうしょうこうかい ぎ しょ 旧 商工会議所建造物		中町	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
36	(明治45年(1912))		株式会社	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)
07	やまざき け 山﨑家建造物		旭町	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
37	(嘉永7年(1854))		個人	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)
20	*** [†] こ みねじょうたい こ やぐらおよ 旧 小峰 城 太鼓 櫓 及 *** [†] あらい け らくざんそう び旧荒井家「楽山荘」		郭内	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定 (第1期計画
38	江戸時代		白河市	みる歴史的風致	から指定) 市指定文化財
39	ままうがい じせいふ していこめそう 旧 明治政府指定米倉 正		田町	白河提灯まつりに	令和3年 4月1日指定
	(明治38年(1905))		有限会社	みる歴史的風致	(第1期計画 から指定)

番号	名	外観写真	所在地 所有者	関連する歴史的風致	備考
40	本家富川屋染物店建造 物群 (天保4年(1833))	13	新蔵町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
41	があれば 河和家住宅建造物 (大正3年(1914))		横町	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
42	きゅうまっしごなくてん 旧 松井呉服店建造物 (明治35年(1902))		天神町白河市	白河だるまと白河 だるま市(市神 祭)にみる歴史的 風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
43	************************************		天神町 個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	令和3年 4月1日指定 (第1期計画 から指定)
44	ヤマボシ醤油店蔵座敷 (明治後期)		年貢町個人	酒造業にみる醸造 業の歴史的風致	令和3年 4月1日指定
45	真田家蔵座敷 (大正15年(1926))		田町個人	白河提灯まつりに みる歴史的風致	

歴史的風致形成建造物指定候補分布図



4. 歴史的風致形成建造物の管理方針の基本事項

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、適切な管理義務(法16条)及び増改築等の届出義務(法第15条第1項)を課しており、当該建築物の保全に支障を来す場合は市町村が勧告を行うことが規定されている。

以上の法の規定に基づき、歴史的風致形成建造物に対して許容される増改築等の行為 を、管理指針として整理する。

(1) 基本的事項

文化財保護法、福島県または白河市の文化財保護条例に基づき適切に維持・管理を行う。また、その他の文化財指定以外の建造物については、その価値に基づき適切に維持・管理を行う。

(2) 個別事項

イ. 国の登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財は、現在のところ白河市には所在していない。しかし、今後において指定される建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観の維持及び保存を基本とするが、その価値を減じるような内部改装等については保存管理上やむを得ない場合を除き、原則として行わないものとする。

ロ. 県・市指定文化財

福島県文化財保護条例または白河市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部とともに現状保存を基本としている。したがって、歴史的風致形成建造物の管理についても外部及び内部の破損状況に応じた保存修理を基本とする。また、増改築等に関しては保存管理上やむを得ない場合を除き、原則として行わないものとする。

ハ. 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺景観形成上の象徴的な建造物として、外観の維持及び保全を基本とする。

二. その他の建造物

その他の歴史的風致形成建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観の維持及び保全を基本とし、文化財部局と協議の上、その価値を減じることのない範囲においての変更は可能とする。

なお、これらの建造物は、必要な学術調査等を実施した上で、出来る限り文化財または景観重要建造物の指定等に努めるものとする。

(3) 届出不要の行為

地域のおける歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行 令第3条第1号に基づく届出不要の行為について、以下の場合に届出不要とする。

- イ. 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ロ. 福島県文化財保護条例第11条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第9条に基づく修理の届出を行った場合
- ハ. 白河市文化財保護条例第11条第1項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第9条に基づく修理の届出を行った場合
- 二. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合